

入札公告

建設工事の請負について、次のとおり施工体制確認型一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この工事は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う設備工事です。

令和6年11月14日

公立大学法人奈良県立大学 理事長 北岡 伸一

第1 競争入札に付する事項等

- 1 工事名 奈良県立大学附属高等学校キュービクル更新工事
- 2 工事概要 「奈良県立大学附属高等学校キュービクル更新工事仕様書」による。
- 3 契約期間 契約締結日から令和7年3月28日（金）まで
ただし、作業を実施する日程については、契約締結後、奈良県立大学附属高等学校と協議したうえで決定すること。
- 4 工事場所 奈良県立大学附属高等学校（奈良市六条西3丁目24-1）
- 5 予定価格 金 20,804,850円（消費税及び地方消費税（計10%）を含む。）
- 6 最低制限価格 金 19,140,462円（消費税及び地方消費税（計10%）を含む。）
- 7 入札保証金 免除
- 8 契約保証金 契約の相手方は、契約期間で発生する金額総額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとする。ただし公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- 9 入札方法 郵便による入札
- 10 入札回数 1回
- 11 落札者の決定方法 最低制限価格制度を採用
開札後、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定する。（詳細は、入札説明書による。）
- 12 前払金 請求可（請負代金額の10分の4以内）

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者であって、次の1から9に掲げる条件を全て満たす者のみが、この工事の入札に参加することができる。

1 公立大学法人奈良県立大学契約規則に係る条件		
公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第1項及び第2項の規定のいずれにも該当しない者であること。		
2 「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に係る条件		
奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の期間中ではない者であること。		
3 奈良県建設工事等競争入札参加資格 ※令和6年度の登録、等級	登録業種	電気設備
4 建設業の許可	業種	電気工事業
	種別	一般建設業又は特定建設業
5 本店の所在地に関する条件	建設業法に基づく「電気工事業」の許可を受けている本店が奈良県内にあり、奈良県建設工事等競争入札参加資格を有すること。	
6 配置技術者		
配置技術者として、次の①から③に掲げる条件をすべて満たす者を1名配置できること。 ①入札説明書2の配置予定技術者の資格要件を満たす者 ②平成21年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書兼誓約書の提出日までに完成し、引渡しが完了した上記「3 奈良県建設工事等競争入札参加資格」の登録業種に係る工事の従事経験を有する者 ③競争入札参加資格確認申請書兼誓約書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者		
7 現場代理人		
現場代理人として、競争入札参加資格確認申請書兼誓約書の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を1名配置できること。ただし、配置技術者はこれを兼ねることができる。		
8 現地確認		
この入札の現地説明会に参加した者または令和6年4月1日以降に現地確認を行った者であること。		
9 その他		
入札説明書に記載されている条件を満たしていること。		

第3 現地説明会

この入札への参加を希望する者は、次の現地説明会に参加すること。

ただし、令和6年4月1日以降に現地確認した実績がある場合は除く。

集合場所 奈良県立大学附属高等学校（奈良市六条西3丁目24-1）
正面玄関前

日 時 令和6年11月21日（木） 午後4時

参加にあたっては、「第8 契約条項を示す場所及び契約を担当する課」に記載の連絡先へ、現地説明会前日の午後5時までに電話で連絡すること。

なお、説明会に参加する人数は、1事業者につき2名までとする。

第4 入札スケジュール

手続等	日 時	場所等
入札説明書等の交付 (右記アドレスからダウンロード)	令和6年11月14日（木） ） 令和6年12月10日（火）	■本学ホームページ、調達情報 https://www.narapu.ac.jp/corporation/procurement/
現地説明会	令和6年11月21日（木） 午後4時～	■集合場所 奈良県立大学附属高等学校 正面玄関前
質問票[様式B]の受付 (右記アドレスにメールで送信)	令和6年11月25日（月） 午後5時まで	■送信先 奈良県立大学事務局附属学校室 fuzoku-gakkoshitsu@narapu.ac.jp
質問に対する回答 (本学ホームページに掲載)	令和6年11月28日（木）	■本学ホームページ、調達情報 https://www.narapu.ac.jp/corporation/procurement/
入札書[様式A]及び <u>工事費内訳書[様式6]</u> の提出 ※郵便入札	令和6年11月14日（木） ） 令和6年12月5日（木） 午後5時まで（必着）	■送付先（※書留郵便に限る） 〒630-8258 奈良市船橋町10 奈良県立大学事務局附属学校室 ※入札書は、代表者氏名による入札とすること。（委任は不可。）
開 札	令和6年12月6日（金） 午前10時	■開札場所 奈良県立大学 地域交流棟1階 協働サロン

くじ ※くじを行う場合、開札の日に、対象者に電話で連絡する。	令和6年12月9日（月） 午前10時	■実施場所 奈良県立大学 地域交流棟1階 協働サロン
競争入札参加資格確認 申請書兼誓約書[様式1]、競争入札参加資格確認資料[様式2～4及び添付書類]、施工体制確認調査書類[様式5～7]の提出 （落札候補者のみ） ※必要に応じて聞き取り調査を実施する場合あり	令和6年12月10日（火） 午前10時 ～ 午後4時 （正午から午後1時までを除く）	■提出先（※持参に限る。） 奈良県立大学事務局附属学校室 （地域交流棟2階） ※左記の時間内に持参すること
契約	令和6年12月11日（水） （予定）	

※「手続等」欄の括弧[]内に記載の様式は、入札説明書の様式。

第5 入札の方法

- (1) 郵便による入札とする。入札者は、入札書及び工事費内訳書を作成し、令和6年12月5日（木）午後5時までに第4で指定する場所へ到着するよう書留郵便で郵送すること。
- (2) 提出した入札書及び工事費内訳書を引き換え、変更、又は取り消すことは認めない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 封筒は二重封筒とし、入札書及び工事費内訳書を入れて封をした内封筒を、外封筒に入れて郵送すること。内封筒には『〈開札日〉、〈工事名〉及び「入札書在中」』と朱書きし、封印等の処理をすること。外封筒には『入札書在中』と朱書きすること。

第6 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、令和6年12月10日（火）午前10時から午後4時（正午から午後1時までを除く）までの間に、入札説明書の3に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び競争入札参加資格確認資料（以下、「競争入札参加資格確認申請書等」という。）を奈良県立大学事務局附属学校室に持参し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

第7 施工体制の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書の4に定めるところにより、施工体制確認調査書類（様式6を除く。）を提出しなければならない。また、必要に応じて聞き取り調査を行う場合がある。

第8 契約条項を示す場所及び契約を担当する課

〒630-8258 奈良市船橋町10番地

奈良県立大学事務局 附属学校室

電話 0742-22-4978

メール fuzoku-gakkoshitsu@narapu.ac.jp

第9 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札公告および入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

3 契約書作成の要否 要する。

4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について、競争入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合及び次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、本法人が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

5 契約の解除

契約締結後、契約者について上記4の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本法人に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。なお、上記4の(1)、

(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

6 契約の保証

落札者は、この契約締結と同時に、請負契約の債務不履行に備え、工事の完成を確保するための保証を付さなければならない。当該保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

ただし公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

7 前払金

受注者は、保証事業会社と保証契約を締結することにより、請負代金額の前払金を請求することができる。

- (1) 請求限度額 … 請負金額の10分の4以内
- (2) 請求期限 … 契約締結後1ヶ月以内
- (3) 支払い … 請求書類の提出日から14日以内
- (4) 使途の制限 … 当該工事の用に供するもので、下記の範囲に限定する。

材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。なお、前払金の100分の25を超える額を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に要する費用も可とする。

- 8 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
無し

9 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。